

# 北しりべし廃棄物処理広域連合職員の育児休業等に関する条例

全部改正 平成 22 年 10 月 28 日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項、法第 3 条第 2 項、法第 5 条第 2 項（法第 19 条第 3 項において準用する場合を含む。）、法第 7 条、法第 8 条並びに法第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、職員の育児休業等について必要な事項を定めることを目的とする。

(小樽市条例の準用)

第 2 条 職員の育児休業等について必要な事項は、小樽市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年小樽市条例第 6 号。以下「市育児休業等条例」という。）の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の規定により職員が申し出た計画は、改正後の第 2 条の規定によりその例によることとされる市育児休業等条例の規定により職員が申し出た計画とみなす。